

事務連絡  
令和2年（2020年）5月7日

各指定障害福祉サービス事業所事業者  
各指定障害者支援施設設置者  
各指定障害児通所支援事業所事業者  
各指定障害児入所施設設置者

} 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課長

### 新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止を要請しない施設について

このことについては、令和2年（2020年）4月23日付けで通知したところですが、全国一律に緊急事態宣言が延長されたこと等を踏まえ、別紙1のとおり、一部の事業者の皆様には施設の使用停止の協力要請を延長することとなりましたが、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設に対しては、引き続き使用停止の協力要請は行っていません。

つきましては、各指定事業者におかれては、事業の継続についてご配慮いただくとともに、利用者や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、引き続き感染拡大防止のための対応の検討をお願いします。

このことを含め、令和2年（2020年）5月1日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について」を御確認いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

なお、休業要請の対象となる事業者だけでなく、感染拡大の影響を受けている多くの事業者を支援する各制度のお問い合わせ先については、下記のとおりです（それぞれの制度の概要については、別紙2を御参照ください）。

記

#### <事業継続支援金>

相談窓口（9時～19時（平日・休日））

電話：096-333-2828（直通）

#### <国の持続化給付金>

コールセンター（8時30分～19時（5月・6月は毎日））

電話：0120-115-570

**<国の雇用調整助成金>**

熊本労働局（８時３０分～１７時（土日、祝日除く））

電話：０９６－３１２－００８６

**<資金繰り支援>**

※お近くの取扱金融機関にお尋ねください。

**<市町村支援制度>**

家賃支援など、独自の支援策を設けている市町村があります。

※各市町村にお尋ねください。

**休業要請や支援策についての相談窓口（９時～１９時 / 平日・休日）**

**電話：０９６－３３３－２８２８**

**熊本県健康福祉部障がい者支援課サービス向上班**

**電話：０９６－３３３－２２３３**